

建築構造物にかかる解体工事発注基準

1. 発注基準

区分	入札参加資格 登録業種	建設業許可許 可業種	参加形態	総合評定値 (P点)	本店 所在地	落札 方式	入札 方式	許可 区分	ダンピ ング対策	
(建設業法第4条に定める 解体工事を含む) ※1 ※2	設計金額									
	1.5億円以上	その他 (解体、撤去工事)	解体工事業	単独 又は 2者JV	750点 以上	奈良県内に本店	価格競争 又は 総合評価	一般競争入札	特定建設業	最低制限価格制度 ※総合評価は低入札価格調査制度
	5千万円以上			単 独	700点 以上					
	5千万円未満 1千万円以上				700点 未満					
1千万円未満										
解体工事 + 建物新增築工事 ※3	建築一式	建築工事業	〔「建築一式」の発注基準を適用〕							
電気設備や機械設備等 個別設備の撤去のみ	電気設備 機械設備 ⋮ ⋮	電気工事業 機械器具 設置工事業 ⋮	〔「設備」の発注基準を適用〕							

※1 解体工事を主たる工事とする建設業法第4条に定める附帯工事（以下「附帯工事」という。）は、解体工事と併せ「解体工事業」へ発注する。

※2 附帯工事は、それ自体が独立の使用目的に供されるものではない工事であって、次の①又は②をいう。なお、附帯工事は、その認められる趣旨からみて主たる建設工事に附帯する従たる建設工事であるので、原則として、主たる建設工事の工事価格を上回ることはあり得ない。また、建築一式工事や土木一式工事の一式工事が、他の建設工事の附帯工事となることはあり得ない。

① 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事

- ・ 主たる解体工事の機能を保全し、十分な能力を発揮するために、一連の工事として施工することの必要を生じたものをいう。

② 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事

- ・ 主たる解体工事に関連して施工を余儀なくされたものをいう。

※3 上記基準に該当しない場合であっても、工事規模、複雑性又は施工スケジュール等から、建築一式工事として発注する場合がある。

2. 実施時期 令和6年6月1日以後に入札公告を行う工事から適用